

農林水産省補助事業

香港
「2018年食品混入不純物
(金属汚染物質含有量) (改正) 規則」
(仮訳)

2018年11月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2018 年 6 月に公表された Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulation 2018 (英語版) をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

英語版 <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182223/es220182223113.pdf>

中国語版 <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182223/cs220182223113.pdf>

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本仮訳を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本仮訳のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本仮訳をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/hk_foodadulteration)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【資料名：香港「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（仮訳）】

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3569

L.N. 113 of 2018

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）
（改正）規則

目次

セクション	ページ
1. はじめに	B3573
2. 食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則の改正内容	B3573
3. 規則 2 の改正内容（解釈）	B3573
4. 規則 3 の修正内容	B3573
3. 金属含有量が特定の値を超過した食品の販売等の禁止	B3575
5. 規則 3AA の追加内容	B3577
3AA. 金属含有量が危険値であるまたは有害性が疑われるような 値となった食品の販売等の禁止	B3577
6. 規則 3A の改正内容（航空通過貨物・航空繰越貨物へ適用）	B3579
7. 規則 4 の改正内容（附表の改正）	B3581
8. 規則 5 の改正内容（違反と罰則）	B3581
9. 規則 7 の追加内容	B3583
7. 旧基準の 2020 年 10 月 31 日までの継続適用	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3571

セクション	ページ
10. 附表 1 の修正	B3583
附表：金属の上限量	B3585
11. 附表 2 の廃止（特定の食品に含まれる特定金属の最大許容限度）	B3611

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3573

セクション 1

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

（公衆衛生および市政条例第 132 章の第 55 条に基づき、食物衛生局長により作成）

1. はじめに

本規則は 2019 年 11 月 1 日から施行する。

2. 食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則の改正内容

食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則（Cap.132V）は、下記の第 3 条から第 11 条に示すとおり改正する。

3. 規則 2 の改正内容（解釈）

(1) 規則 2 における「金属 (*metal*)」の定義について、

改正前

「金属の化合物」

改正後

「アンチモン、ヒ素、ホウ素、セレン」

(2) 規則 2 について、

定義を追加（アルファベット順）

「**上限量 (*maximum level*)** ……規則 3 を参照のこと」

4. 規則 3 の修正内容

規則 3 について、

規則を廃止

以下のように修正

2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3575

セクション 4

「3. 金属含有量が特定の値を超過した食品の販売等の禁止

- (1) 上限を超過した特定金属を含有する特定食品・合成食品はいかなるものでも、ヒトの消費に輸入・委託・配送・製造・販売することを禁ずる。
- (2) 上記 (1) について、
 - (a) 各特定食品が含有する各特定金属の上限は、附表の第 2 部に記載する。
 - (b) 乾燥・脱水・濃縮といった加工を経た各特定食品の場合、それが含有する各特定金属の上限は、加工による食品内の金属濃度の変化量に比例した修正を加えるものとする。
- (3) 上記 (1) について、各特定食品が含有する各特定金属の上限は、
 - (a) 食品の可食部に対して考慮する。または、
 - (b) 該当する場合には、食品に応じて附表の第 2 部の第 4 列の注釈を参照し、そこで特定されている食品の一部あるいは特定されている形態の食品に対して考慮する。
- (4) 上記 (1) について、合成食品の原料全てが特定食品に該当する場合、この合成食品における特定金属の上限は、各原料の特定金属の上限を、この合成食品に含まれる各原料の質量割合で乗じた値の合算とする。
- (5) 本規則においては、

合成食品 (compounded food) とは、2 つ以上の原料を含む食品である。

原料 (ingredient) とは、

 - (a) 以下を満たす物質全てを指す。
 - (i) 食品の製造・調整において使用されており、かつ
 - (ii) 完成品である食品の一部となっているもので、それが元の形態を保っているかどうかにはよらない。ただし、
 - (b) 「食品および薬品（成分組成および表示）規則」(Cap.132W) の規則 2 (1) で定義された意味での添加物は除く。

特定食品 (specified food) とは、附表の第 2 部の第 2 列に記載された食品全てを指す。

特定金属 (specified metal) とは、附表の第 2 部の第 1 列に記載された金属を指す。」

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3577

セクション 5

5. 規則 3AA の追加内容

規則 3 のあとに、

以下を追加する。

「3AA. 金属含有量が危険値であるまたは有害性が疑われるような値となった食品の販売等の禁止

- (1) 危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品はいかなるものでも、ヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することを禁ずる
- (2) ある食品について、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有するかどうかは、以下の点を考慮して決めなければならない。
 - (a) その食品を消費するヒトの健康に対し、可能性が高いと考えられる影響。および、
 - (b) その食品と実質的に同じ組成からなる別の食品がある場合、この食品を通常消費するヒトの健康に対し、可能性が高いと考えられる累積的な影響。」

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3579

セクション 6

6. 規則 3A の改正内容（航空通過貨物・航空繰越貨物へ適用）

- (1) 規則 3A (1) について、
 - 以下を廃止
 - 「規則 3 では (Regulation 3 does not)」
 - 以下のように修正
 - 「規則 3 および規則 3AA では (Regulation 3 and 3AA do not)」
- (2) 規則 3A (1) の英文について、
 - 以下を廃止
 - 「この規則では (in that regulation)」
 - 以下のように修正
 - 「これらの規則では (in those regulations)」
- (3) 規則 3A (1) について、
 - 以下を廃止
 - 「規則 3 (Regulation 3)」
 - 以下のように修正
 - 「規則 3 および規則 3AA (Regulation 3 and 3AA)」
- (4) 規則 3A (1) について、
 - 以下を廃止
 - 「この規則では (that regulation has)」
 - 以下のように修正
 - 「これらの規則では (those regulations have)」
- (5) 規則 3A (2) (a) における「規則 3」という文言の直後の箇所について
 - 以下を追加
 - 「または規則 3AA (or 3AA)」

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3581

セクション 7

7. 規則 4 の改正内容（附表の改正）

(1) 規則 4 における見出しについて、

以下を廃止

「附表 (Schedules)」

以下のように修正

「附表 (Schedule)」

(2) 規則 4 について、

以下を廃止

「附表 1 および附表 2 の C 列に記載された濃度」

以下のように修正

「附表の第 2 部の第 3 列に記載された上限量」

8. 規則 5 の改正内容（違反と罰則）

規則 5 について、

以下を廃止

「規則 3 におけるいかなる条文」

以下のように修正

「規則 3 または規則 3AA」

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3583

セクション 9

9. 規則 7 の追加内容

規則 6 の直後の箇所について、
以下を追加

「7. 旧基準の 2020 年 10 月 31 日までの継続適用

- (1) 2019 年 11 月 1 日から 2020 年 10 月 31 日までの期間（両日とも期間に含める）において、いかなる量でも金属を含有する食品（ただし、下記（2）に定める食品を除く）に関連する活動を行う者については、活動が 2019 年 11 月 1 日の直前に実施されており、2019 年 11 月 1 日直前時点で発効しているこれらの規則に違反していない場合には、規則 3 に違反したとはみなされない。
- (2) 食品が果物・野菜・そのジュース、畜産動物や家禽の食用肉・食用内臓、水生動物や家禽卵のいずれかに該当し、以下を満たすもの。
 - (a) 保存工程を経していないもの。または、
 - (b) 冷凍でなくチルドとして保存されたもの。」

10. 附表 1 の修正

附表 1 について、
附表を廃止
以下のように修正

「附表（規則 3,4）

金属の上限量

第 1 部

解釈

1. 解釈

本表では、

水生動物 (*aquatic animals*)

- (a) 以下のいずれかである。
 - (i) 魚類
 - (ii) 甲殻類
 - (iii) 軟体動物（二枚貝、頭足綱の動物、腹足綱の動物を含む）
 - (iv) ほかの水生無脊椎動物
- (b) ただし、両生類、海洋哺乳類および爬虫類を含まない。

幼児用調製乳 (*follow-up formula*) は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」（Cap.132W）の規則 2（1）に定めるとおりの意味をもつ。

乳児用調製乳 (*infant formula*) は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」（Cap.132W）の規則 2（1）に定めるとおりの意味をもつ。

乳 (*milk*) は、搾乳動物の正常な乳腺分泌であり、

- (a) 一回以上の搾乳で取得され、物質の添加や物質の抽出をおこなっていないもの。
かつ
- (b) 液乳としての消費、または加工用と意図されたもの。

二次乳製品 (*secondary milk products*) は、脱脂乳・部分脱脂乳・練乳・粉乳を指す。

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3587

セクション 10

第 2 部
食品中の金属の上限量

第 1 列	第 2 列	第 3 列	第 4 列
金属	食品	上限量 (mg/kg)	注釈
1. アンチモン	野菜	1	
	穀物	1	
	畜産動物の肉	1	注釈 1
	家禽の肉	1	注釈 1
	魚類	1	注釈 2
	カニ、エビ類	1	注釈 3
	カキ	1	
	瓶詰または包装済みの飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.02	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.005	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3589

セクション 10

2. ヒ素（総ヒ素として）	野菜	0.5	
	穀物（コメ以外）	0.5	
	畜産動物の肉	0.5	注釈 1
	畜産動物の食用内臓	0.5	
	家禽の肉	0.5	注釈 1
	家禽の食用内臓	0.5	
	食用油脂（魚油以外）	0.1	
	ファットスプレッド、ブレンドスプレッド	0.1	
	食用塩	0.5	
	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.01	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	
3. ヒ素（無機ヒ素として）	玄米	0.35	
	精米	0.2	
	水生動物（魚類以外）	0.5	注釈 3・4・5・6
	魚類	0.1	注釈 2
	魚油	0.1	
	海藻	1	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3591

セクション 10

4. バリウム	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	1.3	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.7	
5. ホウ素	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	2.4	
	ナチュラルミネラルウォーター	5	
6. カドミウム	鱗茎菜類	0.05	
	アブラナ属野菜（葉菜を除く）	0.05	
	果菜、ウリ科植物	0.05	
	果菜（ウリ科植物とトマトを除く）	0.05	
	葉菜（アブラナ属葉菜を含む）	0.2	
	マメ科植物	0.1	
	豆類	0.1	
	塊根類の野菜	0.1	
	茎菜類の野菜	0.1	
	その他の野菜	0.1	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3593

セクション 10

穀物（ソバ・カニワ・キヌア・小麦・コメを除く）	0.1	
小麦	0.2	
玄米	0.2	
精米	0.2	
牛肉・豚肉・山羊肉・羊肉	0.05	注釈 1
牛・豚・山羊・羊の肝臓	0.5	
牛・豚・山羊・羊の腎臓	1	
家禽の肉	0.05	注釈 1
家禽の肝臓	0.5	
家禽の腎臓	1	
魚類	0.1	注釈 2
甲殻類	2	注釈 3
二枚貝	2	注釈 5
頭足綱の動物	2	注釈 4
腹足綱の動物	2	注釈 7
食用塩	0.5	
瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.003	
ナチュラルミネラルウォーター	0.003	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3595

セクション 10

7. クロム	野菜（豆類を除く）	0.5	
	豆類	1	
	穀物	1	
	畜産動物の肉	1	注釈 1
	家禽の肉	1	注釈 1
	魚類	1	注釈 2
	カニ、エビ類	1	注釈 3
	カキ	1	
	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.05	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.05	
	8. 銅	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	2
ナチュラルミネラルウォーター		1	
9. 鉛	果実（クランベリー・フサスグリ・ニワトコの実を除く）	0.1	
	クランベリー	0.2	
	フサスグリ	0.2	
	ニワトコの実	0.2	
	果実ジュース（ベリーなどの小さな果実のみから作られたジュースは除く）	0.03	注釈 8

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3599

セクション 10

ベリーなどの小さな果実のみから作られたジュース	0.05	注釈 8
果物の缶詰	0.1	注釈 9
ジャム・ゼリー・マーマレード	0.4	
テーブルオリーブ	0.4	
マンゴーのチャツネ	1	
鱗茎菜類	0.1	
アブラナ属野菜（葉菜を除く）	0.1	
果菜、ウリ科植物	0.05	
果菜（ウリ科植物を除く）	0.05	
葉菜（アブラナ属を含むが、ホウレンソウは除く）	0.3	
マメ科植物	0.1	
豆類	0.1	
塊根類の野菜	0.1	
食用菌類	1	
野菜の缶詰	0.1	注釈 9
トマト（加熱処理後、密封保存したもの）	0.05	
キュウリの漬物（キュウリのピクルスとも呼ばれる）	0.1	
穀物（ソバ・カニワ・キヌアを除く）	0.2	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3601

セクション 10

栗の缶詰・栗のピューレ の缶詰	0.05	
コーヒー豆	0.5	
コーヒー飲料	0.2	注釈 11
牛肉・豚肉・山羊肉・羊肉	0.1	注釈 1
牛の食用内臓	0.5	
豚の食用内臓	0.5	
家禽の肉	0.1	注釈 1
家禽の食用内臓	0.5	
家禽卵	0.2	
ピータン	0.5	
水生動物（魚類・甲殻類・ 二枚貝を除く）	1	注釈 6・7
魚類	0.3	注釈 2
甲殻類	0.5	注釈 3
二枚貝	1.5	注釈 5
緑茶・紅茶	5	
苦丁茶の茶葉	2	
干し菊花	5	
緑茶・紅茶の飲料	0.2	注釈 11
乳	0.02	
二次乳製品	0.02	注釈 10
乳児用調整乳・幼児用調 製乳	0.01	注釈 10
食用油脂	0.1	
ファットスプレッド、ブ レンディッドスプレッド	0.1	
食用塩	2	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3605

セクション 10

	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.01	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	
	炭酸飲料	0.2	注釈 11
	ワイン	0.2	
10. マンガン	ナチュラルミネラルウォーター	0.4	
11. 水銀（メチル水銀として）	魚類	0.5	注釈 2
12. 水銀（総水銀として）	野菜（食用菌類を除く）	0.01	
	食用菌類	0.1	
	玄米・精米・トウモロコシ・トウモロコシ粉・小麦・小麦粉	0.02	
	畜産動物の肉	0.05	注釈 1
	畜産動物の食用内臓	0.05	
	家禽の肉	0.05	注釈 1
	家禽の食用内臓	0.05	
	家禽卵	0.05	
	水生動物（魚類以外）	0.5	注釈 3・4・5・6
	乳	0.01	
	二次乳製品	0.01	注釈 10
	食用塩	0.1	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.001	

2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3607

セクション 10

13. 水銀（無機水銀として）	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.006	
14. ニッケル	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.07	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.02	
15. セレン	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.04	
	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	
16. スズ	缶入り食品（缶飲料を除く）	250	
	缶飲料	150	注釈 11
17. ウラン	瓶詰または包装済み飲料水（ナチュラルミネラルウォーター以外）	0.03	

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3609

セクション 10

注釈 1：骨（ある場合）を取り除いたあとの可食部と、肉の脂肪分に適用する。

注釈 2：消化管を取り除いたあとの可食部に適用する。

注釈 3：カニについて、甲羅・殻と鰓を取り除いたあとの全体（生殖器官や、肝臓などの消化器官を含む）に適用する。

注釈 4：頭足綱の動物について、殻と内臓を取り除いたあとの可食部に適用する。

注釈 5：二枚貝について、貝殻と内臓を取り除いたあとの可食部に適用する。

注釈 6：ナマコについて、内臓を取り除いたあとの全体に適用する。

注釈 7：殻（ある場合）と内臓を取り除いたあとの可食部に適用する。

注釈 8：果実ジュース（濃縮したものは除く）や、元のジュースの濃度に還元して飲用とするための製品（ready to drink）に適用する。すぐに飲用とすることができる（ready to drink）果肉飲料にも適用する。

注釈 9：果物や野菜に（その状況により）適用する。

注釈 10：すぐに飲用とすることができる製品（ready to drink）、あるいは、濃縮還元して飲用とする製品（ready to drink）に適用する。

注釈 11：すぐに飲用とすることができる飲料（ready to drink）、あるいは、濃縮還元して飲用とする飲料（ready to drink）に適用する。」

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3611

セクション 11

11. 附表 2 の廃止（特定の食品に含まれる特定金属の最大許容限度）

附表 2 について、

表を廃止

食物衛生局長

陳肇始教授

2018 年 5 月 31 日

2018 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則

L.N. 113 of 2018

B3613

解説 第 1 章

解説

本規則は、公衆衛生および市政条例第 132 章の第 55 条に基づき、食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則（Cap.132V）を改正したものである。本規則の目的は以下のとおりである。

- (a) 食品内に天然に存在する金属の最大許容限度を廃止する。
- (b) 既存の食品カテゴリーを、個々の食品や食品グループで置き換える。
- (c) それぞれの食品や食品グループに許容される、含有金属の上限量を提示する（**これを新たな上限量と定める**）。
- (d) 合成食品や、乾燥・脱水・濃縮を経た状態の食品に対しても、含有金属の上限量を定めるための原則を提示する。
- (e) 特定の食品に対して 12 カ月の猶予期間を提示する。この期間中は新たな上限量の基準は適用されない。

香港「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（仮訳）

2018年11月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載